

第 8 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)の施行に伴い、該当条例中に規定する該当条文を改正する必要があるため。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
(愛南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 愛南町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年愛南町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第2条 愛南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成16年愛南町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(愛南町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 愛南町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年愛南町条例第1号)の一部を次のように改める。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(愛南町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 愛南町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年愛南町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(愛南町がけ崩れ危険区域の管理に関する条例の一部改正)

第6条 愛南町がけ崩れ危険区域の管理に関する条例(平成16年愛南町条例第194号)の一部を次のように改正する。

第12条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第7条 愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年愛南町条例第215号)の一部を次のように改正する。

第2条中「950人」を「900人」に改める。

第8条 愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条及び第7条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)
又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め
の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

現 行	改 正 案
<p>条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>以下 略</p>	<p>条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>以下 略</p>

第3条の規定による改正(愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条 略 (失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、拘禁刑の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>

第4条の規定による改正(愛南町個人情報の保護に関する法律施行条例)

現 行	改 正 案
<p>本則 略 附 則</p> <p>第1条、第2条 略 (愛南町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 第1項略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由なく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行</p>	<p>本則 略 附 則</p> <p>第1条、第2条 略 (愛南町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 第1項略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由なく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行</p>

現 行	改 正 案
<p>後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6～8 略 以下 略</p>	<p>後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6～8 略 以下 略</p>

第5条の規定による改正(愛南町情報公開・個人情報保護審査会条例)

現 行	改 正 案
<p>第1条～第16条 略 (罰則)</p> <p>第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 略</p>	<p>第1条～第16条 略 (罰則)</p> <p>第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 略</p>

第6条の規定による改正(愛南町がけ崩れ危険区域の管理に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>第1条～第11条 略 (罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) 略 以下 略</p>	<p>第1条～第11条 略 (罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) 略 以下 略</p>

第7条の規定による改正(愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、950人とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、900人とする。</p> <p>以下 略</p>

第8条の規定による改正(愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条 略 (欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)、(3) 略 以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)、(3) 略 以下 略</p>